

質問事項	質問要旨
17番 内海 富久子	
1 女性が安心して活躍できる環境づくりについて	<p>国の「地域女性活躍推進交付金」は、地域の課題に合わせて柔軟に選択できるよう、①活躍推進、②デジタル人材・起業家育成支援、③寄り添い支援・つながりサポート型、という3つの明確な柱が示されている。これらは、地方における女性のキャリアアップから、経済的自立、さらには孤独・孤立対策までを包括的に網羅した先進的な支援メニューです。国の施策を受けて、本町が昨年策定した第3次男女共同参画計画に基づいた取組を伺う。</p> <p>(1) 活躍推進・デジタル人材・起業家育成支援についての本町の取組について。</p> <p>① 女性防災リーダー（女性防災士）の育成の取組は。</p> <p>② 女性デジタル人材、女性起業育成の伴走支援の取組は。</p> <p>(2) 本町の女性つながりサポート事業「ここいこ広場」の取組状況は。</p> <p>(3) 「生理用品ディスペンサー」の設置と運用について</p> <p>今年度の新規事業で、町内公共施設の女子トイレ等に設置する予算が計上されたことに対し、スピード感を持った町の先進的な取組を高く評価する。「生理の貧困」や、誰にも頼れず孤立を深める女性への支援は大変重要である。役場の窓口へ自ら足を運んで生理用品を受け取ることには強い心理的抵抗があるが、個室トイレ内で誰の目にも触れずに無償で受け取れる「生理用品ディスペンサー」の導入は、女性の尊厳を守る上で大変有意義な施策である。先進事例の浜松市など自治体や企業、事業所、学校などに設置され、反響の声が広がっている。本町の具体的な取組について伺う。</p> <p>① 無料配布の現状と備蓄用生理用品の入れ替え処分の活用法は。</p> <p>② 設置に至った経緯は。</p> <p>③ ディスペンサー機器の選定、具体的な運用体制は。</p> <p>④ 本来の目的である相談窓口や居場所につなげる工夫は。</p> <p>⑤ 小・中学校への展開は。</p>
2 放課後児童クラブの充実について	<p>本町は、「こどもを守る町」宣言の下、妊娠前・出産から子育て期まで、切れ目なく様々な施策、事業を積極的に取り組まれていることは大変評価する。新聞報道において、京都府は、通院医療費の自己負担額を1医療機関あたり、月額200円の助成としていた対</p>

象年齢について、これまでの小学6年生以下から、来年度には中学3年生以下へと拡充するとしている。府が拡充されることにより、本町の負担軽減分を活用し、さらなる子育て支援施策の充実を求め、次の点について、本町の考えを伺う。

(1) 「放課後児童クラブ利用料の減免制度」の早期実施を

令和4年度3月会議においての答弁では、独り親の多子世帯で時間延長を利用する場合の負担が大きいとの声もあることから、所得の少ない世帯や多子世帯に対する負担軽減を検討していく必要があると考えており、近隣市町村の料金設定等も参考にし、引き続き検討を進めるとのことであった。また、再質問の答弁でも、物価高騰の中で、生活の苦しいことは理解している。子育て全体の事業設計の中でも優先度が高いと認識しており、できるだけ早く進めていくとの答弁であった。前向きな答弁であるにもかかわらず、令和元年9月から今回で5回目の質問となる。保護者の負担軽減策として早期の実施を求める。

(2) 長期休業期間中における「夏休み限定学童保育」の実施について

共働き夫婦やひとり親の家庭などにとって、夏休みの日中、子どもが過ごす居場所の確保は大きな課題である。この「夏休みの壁」の解消に、国の「放課後児童対策パッケージ2026」には、夏休みに一時的に児童クラブの分室を設ける場合、その運営費などを補助する方針が盛り込まれている。財政支援を大幅に拡充し、自治体の背中を押している。活用する自治体もあり、国の交付金により自治体の選択肢が広がることが期待される。そこで伺う。

① 現在、本町の放課後児童クラブは「通年利用」が原則であるが、近隣では、京田辺市、木津川市などが実施されている。本町が実施できない課題は何か。

② モデル事業としての試験的導入について

全町一斉の実施が困難であれば、まずは定員や場所（空き教室）に余裕のある校区・施設を指定し、国の補助金を活用した「夏休み限定学童保育」のモデル事業から、段階的に実施することについて本町の見解は。

質問事項	質問要旨
10番 竹川 増 晴	
1 会計年度任用職員の処遇改善について	<p>本町では、非正規職員の人数が正規職員を大きく上回っているのが現状です。会計年度任用職員は、地方公務員法に基づく一般職非常勤職員であり、ある時は「公務員」と言われ、ある時は「非正規だから」と言われます。今年4月に臨時職員労働組合との懇談を持ち、組合に加入していない職員とも懇談を重ねてきました。一部を紹介します。</p> <p>「期末手当が令和2年から支給されるようになり、勤勉手当が令和6年から支給されるようになったが、退職金制度がない」</p> <p>「現場での仕事は同じか、それ以上にしているのに賃金は違う」</p> <p>「あるトップの人から、『あなたたちは公務員試験に受かってないのだから』、と言われた」</p> <p>「正規職員になりたい」（多くの声です）</p> <p>「タイムカードを押すのは正規職員だけ、会計年度任用職員は紙で、手書き、5階まで取りに行っている。せめて各課においてほしい。タイムカードにしてほしい」</p> <p>「正規職員には1人ひとりロッカーがあるのに非正規職員には1人ひとりのロッカーが無い」</p> <p>非正規職員の多くは女性です。ジェンダー不平等などの象徴が会計年度任用職員の処遇改善の重要な課題ともいわれています。</p> <p>そこで伺います。</p> <p>(1) 職員の処遇の大枠は国で決定されますが、制度の具体的運用については自治体に一定の裁量があります。具体的には正規職員と同等の処遇にすべきだと考えていますか。</p> <p>(2) エssenシャルワーカーという言葉がコロナ禍で知られるようになりました。まさにエssenシャルワーカーを会計年度任用職員が担っています。ごみ収集業務に従事している人は全員非正規職員です。正規職員を配置しませんか。</p> <p>(3) 正規職員よりも少しでも勤務時間が短ければ退職手当の支給はありません。これらは民間の非正規雇用よりもひどい政策です。不安定な雇用や不公正な賃金を改善していくためにも退職手当の支給を実施しませんか。</p>
2 データセンターのあり方について	<p>データセンター（DC）は建築基準法上は「事務所」ですが、実態は「工場」です。千葉県印西市で巨大なDCが大きな問題となっています。本町でも黒煙と振動などで大きな問題になった企業です。</p>

	<p>DCの建設にあたっては地域との共生を図ることが重要です。そこで伺います。</p> <p>(1) アメリカとイスラエルによるイラン攻撃では、中東にあるアメリカ企業のDCがイランから攻撃されました。本町のDCも攻撃対象になると考えていますか。</p> <p>(2) 東京都江東区では今年3月に「大規模データセンター建設計画における話し合いガイドライン」を公表し、排熱や騒音、振動や電磁波といった環境影響、災害や施設管理などの安全や運用面の説明を企業に求めています。本町でもガイドラインを作成し、進出企業に説明を求めませんか。</p> <p>(3) 住民の合意が大前提ですが、今後の進出企業に対する環境、安全や運用面についての基本的対応を伺います。</p>
<p>3 自衛隊への個人情報提供について</p>	<p>1987年、本町は「精華町非核・平和都市宣言」を制定しました。最後には「精華町は、戦争に協力する事務は行わない」と書かれています。自衛隊は国際法上、軍隊として取り扱われています。軍隊とは、「国家によって統制された、武力行使を目的とする組織」のことです。国土の防衛、戦争の遂行を任務としています。近隣では、木津川市、和束町、笠置町、南山城村などの自治体が自衛隊への若者名簿の提供を全面的に止めています。「閲覧」のみに戻しています。全国的には提供をやめる自治体が増えています。京都府でもほとんどの自治体が提供していません。全国的には65%の自治体が情報提供していましたが、どんどん減っています。自宅に自衛隊から自衛官募集案内ハガキが届き、本人の同意なしに個人情報(住所、氏名、生年月日、性別)を自衛隊に提供したとして自治体に対して賠償を求める裁判を地方裁判所に起こしています。本町でも「除外申請」を設けていますが、ほとんどの若者は知りません。以前は、ほとんどの自治体が名簿提供をしていませんでした。文部科学省、厚生労働省は家庭訪問やハガキで直接求人しないよう自衛隊に通達しています。自衛隊はルールを無視して、求人活動をしているのです。政府が根拠として挙げているのが、自衛隊法29条や97条、自衛隊法施行令120条ですが、法的根拠になりません。自衛隊の個人情報提供に応じなくても市町村になんの不利益もないと防衛省も国会で回答しています。そこで伺います。</p> <p>(1) 名簿を提供するようになったのはいつからですか。</p> <p>(2) 「除外申請」をしてきた若者は何名ですか。</p> <p>(3) 「精華町非核・平和都市宣言」の精神からも、個人情報提供をやめるときではありませんか。</p>

質問事項	質問要旨
2番 大野 翠	
1 町立学校の教育環境整備について	<p>教育環境の整備は、子どもたちの学びの質に直結し、安全で快適に学べる環境を整えることは、非常に重要です。</p> <p>一方、少子高齢化が進む中で、学校を単なる「子どもが学ぶ場所」から「地域の拠点」へと、地域に開かれた施設とすることも必要であると考えます。そこで伺います。</p> <p>(1) 今年度から教育環境整備のあり方について、議論されることですが、どのような議論を予定しているのか。</p> <p>(2) 教育の質の向上を図るための方策や環境整備についての考えは。</p> <p>(3) 空き教室などを活用し、地域住民が気軽に立ち寄り、子どもたちと交流ができるなど、地域の拠点として機能させる考えは。</p>
2 町内の外来種（植物）対策について	<p>近年、町内各所で特定外来種であるオオキンケイギクや、繁殖力の強いナガミヒナゲシの群生が見受けられるようになってきました。</p> <p>これらの外来植物は、在来植物の生育環境に影響を与えるだけでなく、道路法面や公園、河川敷等に広がることで、景観面や環境保全の観点からも課題となっています。</p> <p>特に、5月～7月頃に黄色の花をつける北米原産のキク科の多年草「オオキンケイギク」は、観賞用・緑化用として海外から持ち込まれましたが、繁殖力が強く、日本の生態系に重大な影響を及ぼす恐れがある植物として、2006年に外来生物法による「特定外来生物」に指定され、栽培、運搬、販売、野外に放つことなどが禁止されており、自治体として適切な周知や駆除対応が求められています。</p> <p>また、ナガミヒナゲシは法規制対象ではないものの、繁殖力が非常に強い植物として各地で問題視されています。</p> <p>そこで、伺います。</p> <p>(1) 現状認識について</p> <p>町内のオオキンケイギク及びナガミヒナゲシの繁殖状況をどのように把握しているのか。</p> <p>(2) 駆除・管理体制について</p> <p>① 公共施設周辺や道路・河川等での確認状況について、本町として実施している管理の取り組みはあるのか。</p> <p>② 道路管理者や河川管理者、地域団体等との連携状況は。</p>

(3) 住民や企業への周知について

- ① オオキンケイギクは特定外来生物であり、取り扱いにも注意が必要であるが、住民や企業への周知啓発はどのように行っているのか。
- ② ナガミヒナゲシについて今後、注意喚起対象として位置付ける考えはあるか。

(4) 今後の対策について

外来植物は一度定着すると完全除去が困難になることから、早期発見・早期対応が重要である。今後、町として計画的な調査や駆除活動、住民協働による環境保全活動を進める考えは。

(5) 小中学校で、環境学習の一環として、在来種保護や外来種問題を学ぶ機会はあるのか。

質問事項	質問要旨
20番	三原和久
1 道路陥没事故につながる老朽化した下水管について	<p>国土交通省が全国特別重点調査の結果を発表しました。調査概要は令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した道路陥没を伴う下水道管路の破損事故を受け「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」の提言を踏まえ、国土交通省は、令和7年3月に地方公共団体に対し、管径2m以上かつ平成6年度以前に設置された下水道管路を対象として、全国特別重点調査を要請するとともに、このうち優先実施箇所（八潮市の道路陥没現場と類似の構造・地盤条件の箇所等）に該当する箇所は夏頃まで、それ以外の箇所は1年以内を目途に実施・報告を求めています。全国の自治体に要請した下水道管調査で、腐食や損傷が激しく、対策が必要な管路が全47都道府県で計748kmに上ったと公表。これは、調査・判定を終えた4,692kmの16%に当たり、道路陥没につながるリスクもあります。このうち201kmは、1年以内の対策が必要となる深刻な状態でした。判定が終わっていない区間も残っており、速やかな報告を求めるが、国土交通省の担当者は「748kmは決して小さな数字ではない」として、改修が急務だと強調しました。いつどこで起こるか分からない道路の陥没の原因の一つに地下埋設物の老朽化があります。特に老朽化した下水道管の破損による陥没事故が多く見受けられます。2016年、福岡市の博多駅前で発生した大規模な陥没事故は、幸いにして通行人や車両に被害はありませんでしたが、発生時刻などによっては大きな被害があってもおかしくない状況でした。福岡市の博多駅前の事故は他人事ではないといえます。道路の陥没は大小こそあれ各地で多発しています。陥没の原因によっては町民に過大な被害を及ぼす恐れがあります。そこで伺います。</p> <p>(1) 下水道管路の全国特別重点調査を踏まえて、町の考えは。</p> <p>(2) 下水道管の法定耐用年数は。</p> <p>(3) 設置後30年以上が経過した下水道管（污水管及び雨水管）について、特に光台、桜が丘、精華台地区は更新をどの様に進めるのか。</p>

質問事項	質問要旨
3番 奥野弘佳	
<p>1 飼い主のいない猫の避妊・去勢手術費等補助金について</p>	<p>飼い主のいない猫の避妊・去勢手術費等補助金については、令和7年度定例会6月会議において「精華町飼い主不明猫の避妊・去勢手術費等補助金制度導入を求める請願書」が採択されました。</p> <p>一方で、手術後のエサやり問題が残ること、町内に支援団体が組織化されていないことなど、制度運用に関する懸念も示されてきました。</p> <p>その後の一般質問等においては、請願者との意見交換や他市町村の事例研究により導入検討を進めるとの回答がありましたが、請願採択から1年が経過した現在においても、制度化には至っておりません。</p> <p>そこで質問いたします。</p> <p>(1) 補助金制度導入に向けての検討状況はどこまで進んでいるのか。</p> <p>(2) 制度を導入する場合、その時期の見通しはどうか。</p>

質問事項	質問要旨
1 1 番	坪井 久行
1 PFAS問題の実態と真相究明について	<p>がんなど、様々な健康被害が指摘されている有機フッ素化合物（PFAS）の高濃度汚染が、米軍基地や自衛隊基地、半導体工場周辺の河川や土壌から確認され、社会問題になっている。排出者の責任が問われず、政府が規制してこなかった責任は重大である。</p> <p>PFASは水や油をはじき、熱に強いため、フライパン、消火剤、半導体の製造、エアコンの冷媒（空気中の熱を取り除く）など広範に使われている。自然界でほとんど分解されず、「永遠の化学物質」とも呼ばれるが、体内に長く蓄積することから、世界的に大きな環境問題になっている。人への有害影響として、免疫力の低下やコレステロール上昇、乳がんや腎臓がんのリスク増加などが指摘され、欧米などでは厳しい規制が行われている。欧州連合（EU）では1万種類以上あるといわれるPFAS全体を規制する動きが出ている。</p> <p>一方、日本国内の規制は、PFASのうち、ストックホルム条約（POPs条約）で製造・使用が禁止されているPFOSとPFOA、PFHxSだけで、対応の遅れが際立っている。国は4月から、水道水の水質基準項目にPFOSとPFOAを追加した。しかし、環境省が設定した基準値は、PFOSとPFOA合計の濃度で1Lあたり50ナノグラムであり、欧米に比べて極めて緩い基準である。住民運動団体からは、「何十年も飲み続ける水として安心できる水準なのか」と見直しを求める声が上がっている。</p> <p>国は、「科学的知見がまだ十分ではない」との口実で、規制に後ろ向きである。大事なのは、予防原則に立った規制強化である。環境や人への重大な影響が懸念される場合は、科学的な因果関係が完全に証明されていなくても、予防的な措置を講じるべきである。</p> <p>今年は、1956年に水俣病が「公式確認」されてから70年である。水俣病は、チッソ水俣工場が海に流した排水に含まれていた有機水銀が魚介類に蓄積し、それらを食べた住民らに重い神経性疾患を引き起こした「公害」である。水俣病の原因が排水とわかってからもチッソは垂れ流しをやめず、国は68年にやっと原因物質を認定した。</p> <p>水俣病をいま教訓にし、排出責任と国の責任を明確にして欧米並みの規制と健康調査に国が乗り出すことである。PFASを製造、販売、使用している事業者は、少なくとも43都道府県、200超の自治体に所在している。適正に管理されているか、国の責任で調査すべきである。国は、米軍基地内への立ち入り調査を要求すると</p>

	<p>ともに、自衛隊基地の立ち入り調査などによって、土壌や農作物など各地の汚染状況と汚染源の調査を行うべきである。</p> <p>同時に、自治体においても、「住民の福祉の向上」という大目標から、住民の命と健康を損なうPFASの発生という重大事態が発生している下で、国や府に汚染状況と汚染源の調査を要求するとともに、自らも主体的に取り組む必要があるのではないかと伺う。</p> <p>(1) 本町の水道水の汚染状況と汚染改善の取り組みを伺う。</p> <p>(2) 本町の周辺の河川や土壌調査により、汚染源調査を国や府に求めるとともに、自らも主体的に汚染源調査すべきでないか。</p>
<p>2 イラン戦争の住民生活への影響に対する緊急対策について</p>	<p>米国とイスラエルによるイランへの軍事攻撃は国連憲章を踏みにじる重大な国際法違反である。米国の無法な「力による支配」は同盟国からも批判され、トランプ政権は孤立を深めているが、この軍事行為が引き金となり、ホルムズ海峡の事実上の封鎖という、重大な事態が継続している。</p> <p>(1) 最大の対策は一日も早い戦争の終結である。日本政府は対米追随をやめ、米国とイスラエルに対して停戦の確実な実行を強く求めるとともに、再攻撃しない保証の下に早期に戦争を終わらせる合意に至るよう、国際社会と連携して外交努力を強めるよう強く要請されたい。</p> <p>(2) 同時に、市場任せ、個別対策にとどまらず、暮らしと事業活動を守るための迅速かつ抜本的な対策を進めるよう、政府に対し以下の点を強く求めるべきでないか。</p> <p>① 物価高騰から国民の暮らしを守るため、ただちに補正予算を編成し、大胆な対策を緊急に実施すること。</p> <p>② 医療、食料、交通・物流、建設など国民生活に欠かせない分野での物資の調達を確保すること。</p> <p>(3) 本町の独自施策としても、病院・診療所、農業、運輸業、建設業などへの影響と要求をヒアリングし、補正予算も活用しつつ、独自予算も組んで緊急対策を強化していただきたいが、見解を伺う。</p> <p>① 町内の病院・医療機関・介護事業所などに対して、輸液バッグやチューブ、手袋、マスクやガウンなどの資機材購入に対し支援すること。</p> <p>② 町内の農業者への支援として、農業用肥料、燃料など、資機材購入費への補助を行うこと。</p> <p>③ 町内の交通・物流業者に対して燃料確保の支援を行うこと。</p> <p>④ 町内の中小企業支援のため、燃料、光熱費、シンナーなどの資機材購入に対し支援すること。</p>

質問事項	質問要旨
14番 青木 敏	
1 選挙対応について	<p>今回の京都府知事選挙で初めてショッピングセンター内での期日前投票が実現した。投票率向上につながり、有権者が選挙に関心を持つ一助になったと思われる。以下を問う。</p> <p>(1) ショッピングセンターでの期日前投票について ショッピングセンター内で実施した期日前投票の状況、結果分析と今後も実施、拡大するための課題は。</p> <p>(2) 選挙人名簿登録者数に応じた投票所の見直しについて 1投票所あたりの選挙人名簿登録者数が地域により差があることを前に指摘した。今回も選挙人名簿で3,000人を超えている投票所では、時間により混雑していた所もあると聞いた。一方で当日の投票者数が200人未満のところは6か所あった。その前の衆議院議員選挙でも4か所あった。これらの投票所には選挙人の受付や投票立ち会いのため、職員や自治会役員の方が規模に関わらず常駐している。投票所の見直しを再度提案する。</p> <p>(3) 電子投開票システムの導入を 先日インターネットニュースで京セラ、JTB、パソナが、地方選挙における電子投開票の円滑な実施を目的として協業をするとあった。これまでも自治体職員の人手不足、選挙事務従事者の確保が課題となっている。電子投開票システムの導入は、開票時間の短縮や開票作業の人員削減など選挙事務全体の効率化が期待できる。また、有権者にとっても、誤記による無効票を防ぎ、民意をより正確に反映できる利点がある。これまでに導入した自治体のアンケートでも投票者の80%以上が「満足」と回答しており、多くの自治体が導入を検討しているとのこと。電子投開票システムを導入するためには条例が必要となる。また、導入費が高いのが課題とのことであるが、多くの自治体が導入すれば費用も安くなる。何より、学研都市精華町のDXへの取組みを広く印象付けることになる。どうして今まで導入を進めなかったのか、不思議に思う。電子投開票システムの早期導入を進めるべきと考えるが、いかがか。</p>
2 地区集会所について	<p>地区集会所について、これまでに何度も質問をしているが、何かが変わったようには思えない。集会所の修繕、建替えについてはこれまでもいくつかの自治会の方から聞かれた。以下を問う。</p>

(1) 建替え積立金について

自治会長等説明会でどのような内容の説明をしているのか。

- ① 建替え積立金について、いつまで積み立てればいいのか。
- ② 建替え積立金について、いくら積み立てればいいのか。

(2) 集会所修繕費補助について

① 集会所の修繕については、区や自治会が行う場合は130万円を限度に補助するとあるが、長寿命化計画、大規模修繕では地元負担がない、町が行えば負担がない。この違いは何か。

② 建物の状況によって違いはあると思うが、大規模修繕の主な箇所と、築後何年を目安としているのか。

③ 前回の質問時の答弁では今後大規模修繕が増えてくる。自治会負担については検討するとのことだったが、すでに修繕が終わったところもあり、今年も何か所かの大規模修繕がある。地元負担は検討したのか。金額の多少にかかわらず、地元負担は求めないのか。

(3) 集会所の新築等費用分担金減免要綱について

以前に、集会所の新築等費用分担金減免要綱は地元（自治会）負担額に不公平が生じると指摘した。

① 予定されている柘榴地区集会所の改築後の面積（以前は集会所の改築等の基準があった）と地元負担額はいくらか。

② 集会所の新築等費用分担金減免要綱について、廃止を含めて見直しを求めたが、見直しは行ったのか。

(4) 町所有建物の建替え、修繕費用の負担は誰がすべきかについて

① 集会所は町の所有である。建替えや修繕等は全額町の費用負担で行うべきと考える。なぜ、地元住民、自治会が負担しなければならないのか。

② 他の町所有建物の修繕、大規模修繕等は町が行っている。かしのき苑、むくのきセンター、精華病院等と何が違うのか。

(5) 区または、地区所有の集会所の対応について

南区など地元所有の集会所についても老朽化が進んでいる。修繕や建替え等の費用負担はどのように考えているのか。

質問事項	質問要旨
	6番 尾崎 智
1 小中学校の安全対策について	<p>町内の子どもたちを日々温かく預かり、学力向上や体力作りに多大なご尽力をいただいている学校関係者の皆様方に、心より感謝申し上げます。学校現場においては、子どもたちの安全確保に向けて日々細心の注意を払っていただいているものと認識しております。</p> <p>しかしながら、近年の猛暑やゲリラ豪雨といった天候の変化や教職員の不足と多忙化、時代による児童生徒の変化など、変わり続ける学校環境の中で子どもたちの安全を守ることは、従来のやり方や考え方にとらわれない柔軟な対応が必要となっているのではないかと考えます。そこで児童生徒の安全を守る具体的な対策についてを伺います。</p> <p>(1) 熱中症対策について</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 児童生徒の熱中症の危険性について本町の認識は。 ② 本町の小中学校における、ここ3年間での学校管理下での熱中症発症者数は。 ③ 猛暑など危険な天候下での屋外活動について、本町の小中学校での安全対策上の取り決めは。 ④ 熱中症の危険度を測定するWBGT測定器の導入状況は。 <p>(2) 火災・地震対策について</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 児童生徒の避難訓練について、例年の実施状況は。 ② 教職員の消火や搬送法などの消防訓練の受講状況は。 ③ 消防計画の更新や教職員内での共有状況は。 <p>(3) 落雷対策について</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 教職員及び児童生徒への雷についての教育の実施状況は。 ② 校内外における雷検知システムの整備の考えは。 ③ 授業中や部活動中において、雷注意報の発令をリアルタイムかつ確実に管理職や現場へ伝える伝達体制はとれていますか。 <p>(4) 全般について</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 救命講習の実施頻度と、教職員の参加率は。 ② 食中毒や落雷事故などで複数の傷病者が一度に発生した際の対応マニュアルはありますか。 ③ 昨年度より、盗撮や情報漏洩防止の観点から教職員の私物スマートフォンの持ち込み制限が実施されています。しかし、屋外での体育授業や部活動の指導中など、校舎から離れた場所で不測の事態（児童の急病や怪我など）が発生した際、連

	<p>絡手段が制限されることで緊急通報や初期対応に遅れが生じるリスクが懸念されます。この状況に対する本町の認識と今後の運用の考え方は。</p>
<p>2 町内の交通安全対策について</p>	<p>交通事故は、被害者はもとより、加害者にとってもその後の人生を大きく狂わせる、非常に痛ましく苦しいものであります。日常生活のなかで、構造上事故が発生しやすい危険な場所や、一部の車両による粗暴な運転を見かけることもあり、交通安全への不安を感じる場面は少なくありません。こうした背景から、町には住民の皆様から交通安全に関する切実な要望が数多く寄せられていることと思います。</p> <p>特に、登下校や放課後の移動など、子どもたちだけで行動する際には大人の目が届きにくく、不意な飛び出しなどの危険な状況に遭遇することがあります。さらに、高齢化の進展に伴い、高齢の運転者や歩行者が増加している現状は、本町のみならず社会全体で解決すべき重大な課題です。</p> <p>このような状況のなか、町は「第1 1次精華町交通安全計画」において、交通安全を「全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題」と位置づけ、令和4年度から令和8年度までの5年間にわたり、さまざまな対策を展開してこられたと思います。</p> <p>そこで、これまでの取り組みの実績と今後の展望についてお伺いいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 直近3年間における、精華町内の交通事故発生件数および死傷者数の推移は。 (2) 直近3年間における、住民から寄せられた交通安全に関する要望件数は。 (3) 昨年度の春・秋の「全国交通安全運動」における具体的な実施内容は。 (4) 今年度の「春の全国交通安全運動」の実施内容、および「秋の全国交通安全運動」の実施予定は。 (5) 地域住民や京都府警察などの関係機関との現在の連携状況は。 (6) 「精華町スクールヘルパー」制度における直近3年間の登録者数の推移は。 (7) 令和8年9月1日より、住宅街などの生活道路における法定速度が時速60kmから30kmへと引き下げられますが、この法改正の契機を捉え、町民の交通安全意識をさらに高めるための普及啓発の考えは。

質問事項	質問要旨
15番 森田喜久	
1 祝園駅周辺の賑わい創出のための再開発事業について	<p>祝園駅西側については、精華町の公共団体施行では初めての区画整理事業で市街地整備をされてきたところであるが、すでに20数年を経過するものの、全く再整備に至っていない。さらに駅中地区については、手も付けられずにいる。</p> <p>本来であれば、町づくりは10数年経つと、再開発の準備として、数々の調査が行われ、将来に悔いを残さない計画づくりに着手すべきと考える。そこで次の3点について伺う。</p> <p>(1) 総合計画にある将来像に向けて、学研都市精華町としての中心地、駅西・駅東並びに駅中地区の拠点整備の調査費が計上されているが、具体的にどのような調査を実施され、いつ公表することが出来るのか伺う。</p> <p>(2) 大型商業施設として、せいかガーデンシティが駅前に唯一あるが、出店店舗が変わるだけで魅力ある施設とは言えず、町民の皆さんは、精華台・光台等の商業施設へ出かけられているのが実情ではないか。また、せいかガーデンシティは中央通り線からの直接出入りできる箇所があるが、入りづらいとも言われている。また、駅の連絡通路から商業施設へ直接入店できるわけであるが、あまり利用されていないように見受けられる。それを多くの方々に周知され、待ち時間にでも入れるような、新しい店舗を開設すれば、少しは賑やかになるのではないか。なお、運営する会社に対し、リニューアル（リノベーション）工事をしてもらうよう申し入れなどは出来ないのか伺う。</p> <p>(3) 杉浦町長が公約として掲げる、けいはんな新線祝園ルートへの延伸計画にも影響する、祝園駅周辺の整備は必要不可欠な事業だと考えている。令和8年度も京阪奈新線新祝園ルート整備促進協議会への負担金として、100万円計上されているが、町として独自に市街地整備計画の調査費などの補助金獲得のために京都府及び国への働きかけはされているのか伺う。</p>
2 精華大通りの景観問題について	<p>精華大通りは、メタセコイヤの木が植えられており、平成12（2000）年には「精華・西木津地区の精華大通り沿い」は国の都市景観100選にも選ばれている。町内の皆さんはもとより他県からも来訪され写真に収められている姿を時折見受ける。しかし、歩道を歩きながら眺めると、特に交差点付近のメタセコイヤが枯れてなくなりそのままの状態である。今後の景観を考慮すると、今のう</p>

ちから、新たに植樹して真の並木道、すなわち学研都市精華町の景観日本一を目指すべきと考えるがいかがか。精華大通りは町の管理ではないことは認識しているので、京都府に対し、中央分離帯・歩道部分に繁茂している特定外来生物のオオキンケイギクの除草と併せてメタセコイヤの植樹を行うよう要望することはできないか。加えて要望する項目として、10数年間、歩道の街灯が間引きされており、夜は、企業の従業員で退社される方、また、ジョギングなどをされている方からも暗くて怖いという声が日増しに多くなっている。最近言われている、防犯カメラも必要とは思いますが、とりあえず、間引き街灯をなくし、明るく歩けることが必要と考えるので、京都府に対してどのように要望されるのか伺う。

質問事項	質問要旨
18番	西田 亜紀
1 食品ロス削減の推進について	<p>食品ロスの削減の推進に関する法律が、令和元年10月に施行された。国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進していくこととされ、国としては、法律に基づき、関係省庁などが連携し、様々な施策を推進していくことが重要である。</p> <p>特に、食品ロスの約半分は、家庭からの排出であることを踏まえ、国民がそれぞれの立場で食品ロスの削減に「もったいない」という精神で、自発的に取り組んでいくために、食品ロス削減の重要性についての理解と関心を増進するための教育や、普及啓発を推進することが求められる。加えて、食品ロス削減に配慮した購買行動や、外食時における食べ残しが発生しないよう、料理の食べきりや、食品衛生面に配慮した食べ残しの持ち帰りについて、事業者からの理解・協力を得ながら普及啓発を図り、その他食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とすることが重要である。</p> <p>世界には貧困などや栄養不足の状態にある人々が多数存在する中、日本では、毎年約600万トンの食品ロスが発生しており、その半分は家庭で発生しているとも言われている。精華町では、「燃やすごみ」の約2割が本来食べられるのに捨てられた食品、すなわち食品ロスであると思われる。令和元年5月に公布された通称「食品ロス削減推進法」が令和元年10月施行され、精華町では、精華町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を基に、企業、町民において食品ロス削減に向けた取り組みが広がりつつあり、特に、学校現場においても、学校給食実施に伴い発生する食品廃棄物の3R（リデュース）を促進するとともに、食育の観点からも、児童生徒に対して、教科等の中で食べ物の大切さや作り手への感謝の気持ちを抱かせることなど、児童生徒の食品ロス削減に関する理解増進も図られている。一方で、学校給食の実施に伴う食品廃棄物は継続的に発生しており、食品廃棄物を減らす工夫や発生した際の再生利用の取組を進めていく必要がある。また、自治体や各学校におけるノウハウ不足、関係機関との連携などで課題もある。食品廃棄物を減らす工夫や発生した際の再利用の取組などを進めていく必要がある。そこで、以下の点を伺う。</p> <p>(1) 「精華町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」における食品ロス削減の目標と達成状況は。</p>

- | | |
|--|---|
| | <p>(2) 生ごみ自家処理設備購入に対する補助金（資源有効利用設備設置費補助金）の利用状況は。</p> <p>(3) 役場や公共施設で定期的に行っているフードドライブで集まった、家庭で余っている食品の活用状況は。</p> <p>(4) 学校給食における食品ロス（食べ残し・食材ロス）削減の考えは。</p> |
|--|---|

質問事項	質問要旨
19番	神田 高宏
1 陸上自衛隊祝園分屯地の弾薬庫増設工事について	<p>町長は、「学研都市精華町に弾薬庫はふさわしくない」と表明されています。自衛隊の位置付けが大きく変わるなかで改めて、なぜふさわしくないとお考えなのか、ふさわしくない祝園弾薬庫をどうしたいとお考えなのかを質問します。</p> <p>(1) 防衛省に対し祝園弾薬庫の強靱化を求めていると答弁されています。1960年(昭和35年)に弾薬庫との共存を確認したからやむを得ないとも話されています。しかし、1960年と現在では自衛隊の状況が大きく変わっています。弾薬などの武器が輸出されようとしている状況で、なぜふさわしくないとお考えなのか、ふさわしくない弾薬庫をどうしたいのかを伺います。</p> <p>今年3月、熊本の健軍駐屯地に長射程ミサイル25式地对艦誘導弾が配備されました。敵国から攻撃されることに備え司令部の強靱化(地下化)が計画されています。長射程ミサイルは抑止力にはならず、敵国からの攻撃に備え戦い続ける(継戦)能力を高めようとするものであり、また、長射程ミサイルは敵国の脅威になり敵国からの攻撃目標になると考えますが、いかがですか。</p> <p>(2) 祝園弾薬庫について、住民に内容、安全対策など十分な説明もないまま、なし崩し的に行われている増設工事を受け入れるべきではないことをまず表明します。その上で、令和7年度3月会議で、施工業者の「建設業許可票」や下請け業者との関係を表す「施工体系図」を公衆の見やすい場所に掲示することが義務付けられているが未設置であることについて、違法か違法でないかというところはグレーであると答弁されました。</p> <p>今回(5月25日)近畿中部防衛局から「建設業許可票や施工体系図の掲示については、従前から、分屯地内の当該工事現場の見やすい場所に掲示しており、分屯地内の他の工事現場の関係者や分屯地内に入出入りしている者が見やすい状態となっていることから、適切に対応しているものと認識しています」と回答されました。この回答は町として満足するものですか。「公衆の見やすい場所に掲示する」という法律条文に抵触すると考えますが、いかがですか。</p>

<p>2 町道「祝園東畑線」の安全対策について</p>	<p>令和7年度3月会議で蔭山・水落土地区画整理事業の安全対策について質問した際、町道「祝園東畑線」（南稲地区）の拡幅は考えていないとの答弁でした。当該町道は、役場など祝園中心部から「かしのき苑」に至る重要路線であり「くるりんバス」のルートでもあります。交通安全対策について質問します。</p> <p>(1) かしのき苑から東に走行すると、下り坂道を経て道路が急に狭くなります。なぜこのような道路形態になっているのですか。道路用地が十分に活かされていないように思えますが、いかがですか。</p> <p>(2) この狭い箇所の路側帯（路肩）にラバーポールが設置されています。南側の路側帯は、ラバーポール設置により歩行者の安全対策が図られ有効ですが、北側のラバーポールは不要である（歩行者にとって無いほうが安全である）と考えますが、いかがですか。</p>
-----------------------------	---

質問事項	質問要旨
9番 山下 芳一	
1 盛土問題について	<p>南稻八妻小泓には、3000㎡をはるかに超える違法盛土、及び新規就農で田を畑にして栗林を造るという名目での高さ6mの盛土がある。この盛土及び就農に対する認識と指導の経過や今後の対応は。</p> <p>また、町内で違法または懸念される盛土があるならば、その状況と対応も伺う。</p>
2 少子高齢化対策について	<p>少子高齢化による課題は、人口構造・経済・地域社会等で多種多様である。労働力不足、社会保障費の増大、地方の過疎化・消滅リスク、経済規模の縮小、家族・地域コミュニティの変化、教育・子育て環境への影響等への対応が、国・自治体・企業・関係団体等に問われている。この少子高齢化の現状を踏まえ、本町に関わって今後順次問いたい。今回は2点伺う。</p> <p>(1) 小・中学校の適正規模は、小学校で12～18学級（1学年2～3学級）、中学校で12～18学級（1学年4～6学級）という目安を文部科学省は示している。将来的に適正規模より、学級数が少なくなることが予想される。また、既に1学年1学級という学校も出てきている。学校が小規模になれば課題が生じてくることは周知のことであると思う。そこで伺う。</p> <p>本町としては、また教育委員会としては、少子化により極端に学校規模が小さくなることを避ける対策を考えていかなければならないと思うが如何か。</p> <p>(2) 本町の高齢化率は令和8年で26.4%であるが、令和22年には38.5%になると想定されている。このような中、本町の特別養護老人ホームは1か所で、待機者が140名程と聞いている。高齢化率が高くなっていく中、特別養護老人ホームの在り方をどのように考えているのか。</p>
3 商業施設での期日前投票所について	<p>今年春の京都府知事選挙において、3月29日に本町として初めて商業施設での期日前投票所が設置されたことに関わり伺う。</p> <p>(1) 選挙管理委員会としての総括の概要は。</p> <p>(2) 今後、商業施設等での期日前投票所の拡充を求めるが如何か。</p>
4 自治会・地区集会所について	<p>町内各自治会の総会で、令和7年度活動状況報告や令和8年度の活動方針等が示されたと思う。自治会や地区集会所について、これ</p>

	<p>までの一般質問や懸念事項を踏まえて伺う。</p> <p>(1) 現在把握している最新の自治会の加入率（全自治会の加入率平均、自治会加入世帯数／本町の世帯数）と最も低い自治会の加入率は。また、現状把握に対する認識と対応は。</p> <p>(2) 地区集会所の稼働率の把握と現状認識は。また、稼働率と地域コミュニティの関係をどのように考えるか。</p> <p>(3) 集会所建替え積立を凍結する自治会も出てきている現状と積立金が思うように集まらない自治会も多い中、「精華町地区集会所の新築等費用分担金徴収条例」等が成り立たない現状である。集会所の将来的な統廃合や在り方を考える旨の答弁も今までにあったが、将来像が見えず、ずっと課題の先送りが続いているように思う。現状をしっかりと踏まえ、対応を考えていくべきではないか。</p>
<p>5 夏休みの子どもの居場所について</p>	<p>「京都の各地で、5月の観測史上1位気温が続出」という記事が5月中旬に報道されていたが、今年の夏も非常な暑さになりそうである。子どもたちの、夏休みの居場所が懸念される。夏休みに、学校図書館や地区集会所等を子どもの居場所として開放して欲しい旨や、中学生・高校生の学習場所や活動場所を確保して欲しい旨を今まで求めてきた。保護者が仕事に出かけ、子どもだけが家にいる家庭も多くある。このような現状から、再度、夏休みの子どもの居場所を関係部署に考えてもらいたいというが如何か。</p>

質問事項	質問要旨
1 番 徳田 貴仁	
<p>1 「行きたくなる役場」作りについて</p>	<p>役場は行政手続きを行う場所であると同時に、住民にとって最も身近な公共空間であり、まちの顔となる施設でもあります。</p> <p>しかしながら、住民からは「用事がないと行きづらい」「相談するにも心理的なハードルがある」など、依然として“お役所”的な印象を持たれている面があるのではないのでしょうか。</p> <p>今年度の施政方針では、「行きたくなる役場」を目指すという考えが示されていますが、環境改善や業務効率化といった行政内部の改革に加え、住民視点に立った考えも重要ではないかと考えます。</p> <p>近年は、公共空間を活用したにぎわい創出や交流の促進を通じて、住民の地域への愛着や誇り、いわゆるシビックプライドの醸成につながる取り組みが全国で進められています。</p> <p>また、住民のつながりや居心地の良さを高めることは、ウェルビーイングの向上や地域コミュニティの活性化にもつながります。</p> <p>本町の役場前には芝生や桜の木など、住民が集い憩える可能性を持つ空間資源があります。</p> <p>例えば、桜の時季のライトアップや季節感を活かした催し、キッチンカーやマルシェなどの小規模イベント、ベンチ設置など、滞在空間の創出により、役場を「行政手続きの場」だけでなく、「住民が自然と集まり交流する場」へと発展させることができるのではないかと考えます。</p> <p>こうした取り組みは、行政改革の一環として住民満足度の向上にもつながり、「行きたくなる役場」作りを進めるうえでも重要であると考えますので、以下の点について伺います。</p> <p>(1) 「行きたくなる役場」について、住民視点を踏まえてどのような役場像を目指しているのか伺います。</p> <p>(2) シビックプライドやウェルビーイングの向上という観点から、役場空間を活用していく考えがあるのか伺います。</p> <p>(3) 役場前の芝生や桜などを活かし、住民が親しみを持てる空間づくりを進める考えがあるのか伺います。</p> <p>(4) ライトアップやマルシェなど、住民が気軽に訪れたいくなる仕掛けづくりについての考えがあるのか伺います。</p> <p>(5) 役場を地域交流やにぎわい創出の拠点として活用していく考えがあるのか伺います。</p>
<p>2 町営住宅の建て</p>	<p>2005年度に町営住宅の建て替えに向けた基本設計を作成され、</p>

<p>替えについて</p>	<p>翌2006年度には入居者説明会も実施されました。</p> <p>しかしながら、入居者や地域住民との計画内容や条件面に関する調整に時間を要すると決断されたと聞いています。</p> <p>その後、住宅が立地する地区が浸水想定区域に指定されるなど、様々な社会状況や条件の変化により、計画の見直しなどが行われ、当初想定された時期よりも事業着手が大きく遅れており、住民からも不安や心配の声が上がっています。</p> <p>そこで、以下の点について伺います。</p> <p>(1) 現在、建て替え計画はどれ位進んでいるのか伺います。</p> <p>(2) 具体的な建て替えスケジュールについて、公表できるものがあるのか伺います。</p> <p>(3) また、完成の時期がわかっているのであれば、完成時期はいつになりますか。</p>
<p>3 学習支援などについて</p>	<p>近年、家庭環境や経済状況の変化により、子どもたちを取り巻く環境は多様化、複雑化しており、学びたくても十分な学習機会を得ることが難しい子どもが増えていると感じています。</p> <p>そのため、子どもたちの学習機会を確保し、安心して学べる環境を整えることは、自治体として極めて重要な責務であると考えます。</p> <p>今年度の杉浦町長の施政方針においても、子どもたちは「まちの宝」であるとの考えが示され、安全で快適に学ぶことのできる、教育環境の整備を進めていく決意が述べられています。</p> <p>本町は「こどもを守る町」宣言を掲げ、府内トップレベルの子育て環境の充実や各種の行政サービスの向上に取り組まれていると認識しており、こうした取り組みの一環として、経済的な理由等により学習の機会が制限されがちな子どもたちに対し、放課後等を活用した学習支援事業なども実施されていると承知しています。</p> <p>一方、近隣の八幡市では、「やわた子ども未来プロジェクト」の一環として、「スタディサポート事業」を実施されており、民間事業者への委託により、小・中学生を対象に週2回、学習支援を行うなど、一定の成果を上げていると聞いています。</p> <p>本町においても、子どもたちの学びを支える取り組みの充実が必要であると考えことから、以下の点について、伺います。</p> <p>(1) 本町における経済的な支援が必要な家庭等の子どもたちに対する学習支援の現状について伺います。</p> <p>(2) 今後、本町においても八幡市のような学習支援事業の拡充や新たに取り組むを進める考えはあるのか伺います。</p>

質問事項	質問要旨
7番 辻井 崇余	
<p>1 役場庁舎南側来庁者専用駐車場の安全対策と整備について</p>	<p>当該駐車場は、整備から約25年が経過し、現在、駐車区画のラインが消えかかり、視認性が著しく低下しています。加えて、舗装面の劣化が進み、庁舎長寿命化計画に基づく維持管理が進められている中でも、当該駐車場においては、路面の劣化が激しく、穴ぼこや凸凹が多数見受けられる状況が続いています。これまでも部分的な補修は行われてきたものの、補修箇所はかえって目立ち、平坦性が確保されているとは言い難い状況です。</p> <p>当該駐車場は閉庁時も車両の出入りを制限されておらず、利用頻度が高いことから劣化の進行も早く、実際に高齢者が足を取られてバランスを崩したり、つまずいたり、パンプスのかかとを取られ転倒しかける女性の姿も見受けられます。</p> <p>特に雨の日に至っては、凹みに水溜りが発生し足元の状況は一層悪化します。これから梅雨の時期を迎えるにあたり、転倒リスクの増大が強く懸念されます。来庁者の安全確保は最優先であり、現状は既に看過できない段階にあると考えます。そこで伺います。</p> <p>(1) 南側来庁者専用駐車場の現状の安全性について、町としてどのように認識していますか。</p> <p>(2) これまでの、補修対応の内容と頻度は。また根本的な改善に至っていないがどの様に早期改善していくのか。</p> <p>(3) 区画ラインの再整備および舗装の全面的な改修、もしくは抜本的な補修の必要性について、どのように考えておられるのか。また、駐車場の区画ラインについては同じく建設から数十年が経過する公共施設（むくのきセンター、華工房、かしのき苑等の駐車場）の状況は如何か。</p> <p>(4) 庁舎の長寿命化計画の中に、当該駐車場の全面改修や更新は位置付けられているのか。</p> <p>(5) 現在のような部分補修の継続ではなく、安全性の観点から全面的な舗装改修が必要であると考え、見解は。</p> <p>(6) 現状の砂利を固めたような路面から、水はけが良く平滑性の高いアスファルト舗装等の路床改善の更新を検討すべきと考えるが、如何か。</p> <p>(7) 梅雨時期を目前に控え、応急的対応も含め、来庁者の安全確保のための具体的な対策を速やかに講じるべきと考えるが、如何か。</p>

<p>2 子育て支援施策について</p>	<p>少子化が急速に進む中、京都府の西脇知事は「子育て環境日本一」の実現を強く掲げられました。京都府は、少子化対策を最重要課題と位置づけ、子育てしやすい環境づくりに積極的に取り組まれています。本町においても、国に先がけ令和6年4月から小・中学校の給食費無償化を実施され、子育て世帯への支援に積極的に取り組まれていることは大いに評価しています。また、国において、本年4月より「こども誰でも通園制度」が本格実施され、子育て支援の新たな仕組みづくりが進められているところです。そこで、伺います。</p> <p>(1) 「こども誰でも通園制度」について</p> <p>① 本町における制度導入の目的と認識、今後の方向性は。</p> <p>② 開始から2か月程度経過した実施状況、利用者のニーズや現場の課題は、見えてきたのか。</p> <p>③ 保育士等の人材確保や希望者の受け入れ体制についての現状は問題なく回っているのか。</p> <p>④ 孤立育児防止や保護者支援として、今後どのように制度を広く周知し活用して強化していく考えか。</p> <p>(2) 小・中学校の給食費無償化について</p> <p>① 小・中学校の給食費無償化に係る1人あたりの給食費の金額は。現在の給食費無償化に係る年間財政負担額は。</p> <p>② 物価高騰の中、子どもたちの成長に欠かせない給食の質、栄養や量を維持するための配慮や対応は。</p> <p>(3) 本町は、広く子育て支援に力を入れている、子育て世代の評価も高い先進的自治体であるが、今後の新たな子育て支援施策についての見解は。</p>
<p>3 精華町の公共施設等のトイレ、シャワー、お風呂の整備について</p>	<p>私はこれまで、一般質問で公共施設等のトイレについて質問を繰り返してきました。</p> <p>設置から、数十年が経過した公共施設等のトイレ、シャワー、お風呂等は、機能や設備そのものが、老朽化しています。水回り設備の重要性が一層高まっている中、これらの状況について伺います。</p> <p>(1) 公共施設等総合管理計画策定の基、長寿命化の考えが明記されています。近年、老朽化対策が進められている中、特に人が集まる公共施設において、トイレの機能や設備を整備することは、不可欠です。この事から、設置から数十年が経過した本町の公共施設すべてのトイレ整備についての考えは。</p> <p>(2) むくのきセンター、かしのき苑等の更衣室、シャワー、お風呂等の蛇口、混合水栓等の設備や機能に問題は生じていないのか。</p>

質問事項	質問要旨
8番 岡田三郎	
1 飼い主不明猫対策について	<p>令和7年度9月会議の一般質問において、餌やりへの注意・啓発では対策として十分でないこと、近隣市町村で避妊・去勢手術費の補助制度がかなり進んでいること、議会でこの制度導入の請願が採択されたことを重く受け止め調査・検討していくことなどを確認した。これらを踏まえて質問する。</p> <p>(1) 今年の春になって飼い主不明猫が子猫を産み、町内各所で飼い主不明猫が増えている現状をどの程度把握しているのか。</p> <p>(2) 関西文化学術研究都市区域では、精華町だけが避妊・去勢手術費の補助制度がなく、地域環境改善と動物愛護の両立に後ろ向きという状況をどう認識しているのか伺う。</p> <p>(3) 令和7年度9月会議の一般質問の答弁にあった、他市町の避妊・去勢手術費補助制度導入の調査・検討の内容を伺う。</p>
2 熱中症対策について	<p>近年の記録的猛暑により、全国的に熱中症による救急搬送者数が増加しており、熱中症による死亡者数が令和6年に2,160人と過去最高を更新した。また、そのうち、高齢者(65歳以上)の占める割合が85%と高い割合となっている。今夏についても気象庁の発表では、気温は平年より高い予想で「猛暑」が続く予想であり、災害級の暑さという認識に立って対策を考える必要がある。</p> <p>本町の熱中症対策については、昨年も一般質問で確認したが、更なる対策の必要性について質問する。</p> <p>(1) 本町の熱中症救急搬送者については、令和7年度6月会議の一般質問で確認したが、高齢者の救急搬送者が令和4年度から令和6年度にかけて10名、13名、20名と増加していた。</p> <p>① 令和7年度の熱中症救急搬送者数とそのうち高齢者の人数は。</p> <p>② 令和4年度以降、熱中症によってお亡くなりになられた方はおられるのか。</p> <p>③ 急病による救急搬送者のうち、お亡くなりになられた方の人数については、令和4年から令和7年にかけて9名、17名、38名、42名と急増している。</p> <p>その原因として熱中症もしくは、それに関連した症状が影響したものか、本町の認識は。</p> <p>(2) 本町の高齢者への熱中症対策については、熱中症予防チラシの配布や町ホームページやSNS、防災無線の活用による呼び</p>

	<p>かけを行っている。全国的な傾向として、熱中症死亡者のうち、特に高齢者は屋内での死亡者が多く、ほとんどの方がエアコンを使用していなかったという調査結果が出ている。本町として高齢者宅への直接のお声かけを今まで以上に行うなどの対策強化を考えているのか伺う。</p> <p>(3) クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）については、熱中症特別警戒アラートが発令しないと利用できないのが基本となっている。</p> <p>① 町内公共施設のクーリングシェルターとしての利用を、もっと積極的に利用促進すべきでは。</p> <p>② 民間事業者のクーリングシェルターへの同意と協定の働きかけはしているのか。</p> <p>③ 他の自治体では、民間事業者から熱中症警戒アラート時でも「涼みどころ」として利用できるよう了解をとり、公表しているところもある。つまり、今まで全国で発令されたことのない熱中症特別警戒アラート前でも、避暑施設として開放される場所への協力を依頼することも必要ではないか。考えを伺う。</p>
<p>3 身寄りのない高齢者等への支援について</p>	<p>近年、少子高齢化や単身世帯の増加に伴い、身寄りのない高齢者あるいは家族との関係が希薄な高齢者が全国で増加している。こうした方々は、入院時の保証人確保、介護施設入所時の契約、亡くなった後の手続き、財産管理、更には日常生活の支援等、多くの課題を抱えておられる。特に、認知機能の低下等により判断能力が不十分となった場合には、成年後見制度の活用が重要となるが、一方で制度の利用が十分進んでいない現状も指摘されている。また、最近では身元保証や死後事務など包括的に支援する「高齢者等終身サポート事業」も広がりを見せているが、契約内容の不透明さや高額請求などのトラブルも報告されている。</p> <p>そうした状況を踏まえて、本町の身寄りのない高齢者等の支援について、成年後見制度の利用実態や課題にもふれながら権利擁護支援について質問する。</p> <p>(1) 本町においては、「精華町権利擁護・成年後見センター」を設置して成年後見制度の相談・利用の促進に努めているが、そこでの相談件数と成年後見制度利用者数の直近3年の推移は。</p> <p>(2) 本町の成年後見制度の利用促進に対して、どういう課題があると認識しているのか。</p> <p>(3) 身寄りのない高齢者等が抱える様々な課題、特に権利擁護支援として取り組んでいることは何か伺う。</p>

質問事項	質問要旨
16番 大森美鈴	
1 障害のある方の投票環境改善について	<p>選挙で投票する権利（参政権）は、私たちが社会に参加するための最も大切な権利であり、障害のあるなしに関わらず、すべての人が平等に保障されているものであります。2024年4月には「障害者差別解消法」が新しくなり、行政だけでなく民間事業者などでも、障害のある方への「合理的配慮」が義務づけられました。</p> <p>そこで、本町において、障害のある方が一人も取り残されず、安心して投票できる環境を作るため、本町の現状とこれからの取り組みについて伺います。</p> <p>（1）障害のある方の投票に関する現状と認識について</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 本町における障害のある方の投票に関する課題は。 ② これまで寄せられた相談や要望、ご意見は。また、その対応状況は。 ③ 選挙管理委員会のホームページの充実を。 ④ 障害のある方が安心して投票できる環境づくりへの今後の取り組みの考えは。 <p>（2）投票所環境の整備について</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 投票所における知的障害・発達障害などの特性、視覚障害などの状況に応じた配慮や支援策は。 ② わかりやすい案内表示に他の自治体で実施している「コミュニケーション支援ボード」「投票支援カード」の導入を。
2 町立中学校の制服リユース制度について	<p>令和7年度9月会議の一般質問に対して行政は「より効果的な支援ができるよう協議の機会を設けるなど、町ができる支援について追求したい」との答弁でした。未だに、物価高騰が続く中、制服購入にかかる経済的負担は依然として大きく、また、制服のリユース制度は、経済的支援のみならず、資源を大切にする環境教育（SDGs）や地域共生の観点からも極めて有効であることから、改めて本町の取り組みの考えを伺います。</p> <p>（1）現在、制服リユースを行っている相楽連合むつみ会（母子会）との協議の進捗は。</p> <p>（2）制服の買い替えに対する保護者の負担について、現状の把握は。</p> <p>（3）「制服リユースバンク」の導入について先進地の奈良県広陵町では社会福祉協議会に委託し実施している。この事業は、地域のコミュニティが本事業に関わり、協力することで、地域の</p>

	<p>繋がりが強まり、助け合いの精神が育まれるという利点がある。 本町も取り組むべきではないか。</p>
--	--